

滋賀医科大学オープンアクセス方針

令和2年2月27日
教育研究評議会承認

(趣旨)

1. 滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、本学で生産された研究成果を学内外へ無償で提供することにより、教育研究活動のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(定義)

2. 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 「公的研究資金」とは、競争的研究資金、公募型の研究資金及び運営費交付金等をいう。
 - (2) 「研究成果」とは、出版社、学会、大学等が発行した学術雑誌に掲載された学術論文等の学術情報を指す。

(研究成果の公開)

3. 本学は、本学に在籍する教職員（以下、「教職員」という。）の公的研究資金を用いた研究成果を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果には学外研究者との共同研究成果も含むものとする。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。
 - (1) 滋賀医科大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

(研究成果の提供)

4. 教職員は、リポジトリで公開可能な研究成果を本学に無償で提供する。なお、本方針の定める研究成果以外の成果物についても提供を推奨する。

(適用の例外)

5. 著作権及び知的財産権の実施等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

6. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリの運用)

7. リポジトリの運用に関わる事項は、「滋賀医科大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

8. 本方針で定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。